

須賀川市中小企業・小規模企業振興基本条例

豊かな自然環境に恵まれた須賀川市は、東北縦貫自動車道や国道4号線、東北本線、東北新幹線等、そして空の玄関口である福島空港を有する高速交通体系に恵まれた首都圏等へのアクセスが容易なまちである。

本市の歴史は古く、鎌倉時代以降は城下町として、江戸時代以降は奥州街道屈指の宿場町として発達し、商業（あきんど）のまちとして栄え、物資の集散が盛んに行われ、地方産業経済の中心地として隆盛を極めるなど、町人文化に根ざした自治都市として成長発展をしていた。その後、急速に進む国の経済成長の潮流と相まって商業や工業の集積が進み、本市の中小企業・小規模企業は、現在の本市産業の中核を担うようになっている。

しかし、近年、これまで地域社会を支えてきた中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、経済のグローバル化による企業間競争の激化、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来など、日々変化してきており、さらに、東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故が、経営環境に深刻かつ重大な影響をもたらし、厳しい状況に置かれている。

このような状況の下で、本市が持続的に発展していくためには、中小企業・小規模企業の振興が、本市の産業及び地域社会の発展に重要であることを認識し、市、企業、関係する団体及び市民がそれぞれ果たすべき役割を踏まえ、相互に連携して地域社会全体で中小企業者・小規模企業者を支援していくことが求められている。

このため、中小企業・小規模企業の振興について基本理念等を明らかにし、協働して地域経済の振興を図り、もって地域の発展に資するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業者・小規模企業者が本市において果たす役割の重要性に鑑み、本市の中小企業・小規模企業の振興に関しての基本理念及び施策の基本となる事項を定めるとともに、市、中小企業者・小規模企業者、経済団体等、金融機関、教育機関及び市民の役割等を明らかにすることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第

- 1 項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 基本法第2条第5項に該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 経済団体等 商工会議所、商工会、農業協同組合及びその他市内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融業を行うものをいう。
- (5) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、市内に存するもの及び市内で教育研究活動等を行うものをいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- (1) 中小企業者・小規模企業者自らの創意工夫と自主的な努力を尊重すること。
- (2) 中小企業者・小規模企業者の経済的社会的な環境への円滑な適応及び成長発展が図られること。
- (3) 本市の経済循環を促進するため、市、中小企業者・小規模企業者、経済団体等、金融機関、教育機関及び市民の相互協力の下に行われること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念を踏まえ、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意し、中小企業者・小規模企業者の受注の機会の増大を図るように努めるものとする。
- 3 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(中小企業者・小規模企業者の役割)

第5条 中小企業者・小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に対応しながら、自らの創意工夫と自主的な努力により、経営基盤の強化、経営の革新及び人材育成に努めるものとする。

- 2 中小企業者・小規模企業者は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者・小規模企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。

4 中小企業者・小規模企業者は、事業活動を行うに当たっては、市内において生産、製造又は加工される物品及び提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(経済団体等の役割)

第6条 経済団体等は、その事業活動を通じて、中小企業・小規模企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を認識し、中小企業者・小規模企業者が自らの創意工夫と自主的な努力により、経営基盤の強化、経営の革新及び人材育成ができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

2 経済団体等は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、円滑な資金供給及び経営相談等を通じて、中小企業者・小規模企業者の健全な発展を支援するよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第8条 教育機関は、地域の次代を担う学生等に対し、教育研究活動等を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発に協力するよう努めるものとする。

2 教育機関は、教育研究活動等を通じて中小企業・小規模企業との連携及び発展に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、市内において生産、製造又は加工される物品及び提供されるサービスの利用等により、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第10条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 経営基盤の強化を図ること。

(2) 人材の育成及び確保を図ること。

- (3) 販路拡大を図ること。
- (4) 産業支援機関等と連携した技術支援を図ること。
- (5) 創業支援を図ること。

(振興会議の設置)

第11条 本市に、中小企業・小規模企業の振興に関する施策について審議するため、須賀川市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

2 振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年須賀川市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表食料・農業・農村審議会の委員の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-------------------|---|--------|---|
| 中小企業・小規模企業振興会議の委員 | 〃 | 7,000円 | 〃 |
|-------------------|---|--------|---|